

第16号議案

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、傷病補償年金及び休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項の表右欄及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例付則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正 要綱

1 改正の趣旨

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い，傷病補償年金及び休業補償と障害厚生年金等が併給される場合の調整率を改定するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 年金たる補償のうち，傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.88（現行は0.86）に改める。（付則第5条関係）

- (2) 休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を0.88（現行は0.86）に改める。（付則第5条関係）

3 施行期日等

- (1) 平成28年4月1日
- (2) 改正後の規定は，施行日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し，同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については，なお従前の例による。